

## 雇用保険の教育訓練給付の拡充について

2019年10月1日より、雇用保険の教育訓練給付について、特定一般教育訓練給付が実施されておりますので簡単にご紹介します。

### 1. 雇用保険の教育訓練給付

雇用保険の教育訓練給付は、働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、教育訓練受講に支払った費用の一部が支給されるものです。

また、初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす方が、訓練期間中、失業状態にある場合に訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」が支給されます。

### 2. 教育訓練給付の種類

雇用保険の被保険者（主に在職者、支給要件期間3年以上）、雇用保険の被保険者ではない方（主に離職者、支給要件期間3年以上・資格喪失日より1年以内に受講）を対象に給付されます。（他にも要件があります。）

※支給要件期間 同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者であったこと（他の事業所に雇用されていた場合は通算可）

#### （1）一般教育訓練給付金

内 容：情報処理技術者資格、簿記検定、訪問介護員等  
幅広い指定講座が対象となります。

給付額：教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

#### （2）専門実践教育訓練給付金

内 容：看護師、介護福祉士、美容師、調理師、保育士、歯科衛生士、教職大学院、法科大学院等  
専門的・実践的な指定講座が対象となります。

給付額：教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%に相当する額となります。ただし、その額が1年間で40万円を超える場合の支給額は40万円（訓練期間は最大で3年間となるため、最大で120万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

資格取得者には、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給します。

#### （3）特定一般教育訓練給付金（新たに追加された給付金制度）

内 容：税理士、介護職員初任者研修、社労士、宅地建物取引士、介護支援専門員、大型自動車一種免許等  
速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練の指定講座が対象となります。

給付額：教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額となります。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら  
長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ [arcept-th@clear.ocn.ne.jp](mailto:arcept-th@clear.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

